2023

4月

No.588



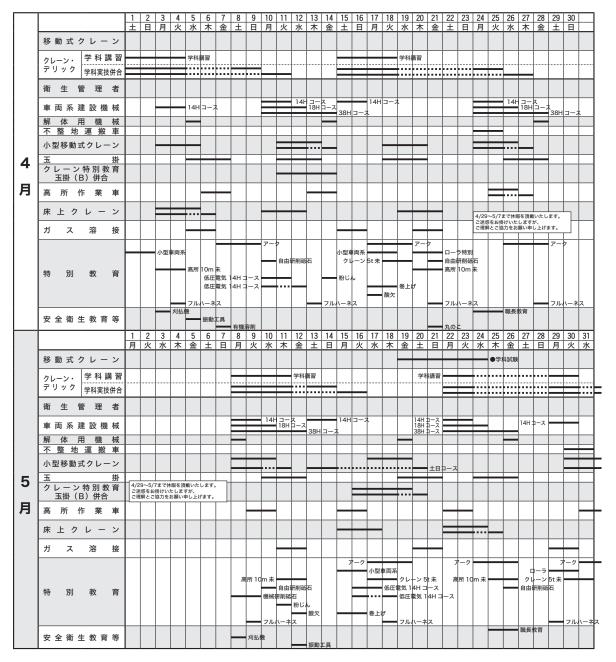


写真提供:田中 勝志 氏

#### もくじ

、事異動1	監督署だより
5 14 次労働災害防止推進計画2	令和4年度第5回「労働トラブル防止総合講座」開催 1
委託状況届」の提出をお願いします ·······4	衣浦東部保健所コーナー 1
号性労働者の育児休業取得率等の公表義務5	エッセイ労務屋の昨今 1
=次有給休暇6	社会保険労務士が答える企業の労務管理 1
] 60 時間を超える時間外労働7	会員だより 1
全知労働局管内死亡災害発生状況8	入会事業所紹介
登知県の全産業死亡災害8	お知らせ
名働者死傷病報告書受付状況····································	

# 安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習





### インターネット予約を始めました

- ■下記のホームページから受講予約を入れることができます。 24HいつでもOKです。
- ■3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- ■予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

#### https://www.sumitomokenki.co.jp

#### 交 通 機 関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
- JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科 バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3,5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

# 人 事 異 動

(転出)

令和5年4月1日付

新 所属・職名		E	£	名	1	旧 所属·職名
一宮署 署長	監	小	田	秀	樹	刈谷署 副署長
西尾支署 監督·安衛課 監督·安衛課長	監	渡	邉	_	輝	刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官
名古屋北署 安全衛生課 地方労働衛生専門官	技	村	田		亘	刈谷署 第二方面 地方産業安全専門官
西尾支署 監督・安衛課 (安衛配置)	監	藤	下		宗	刈谷署 第二方面
名古屋北署 労災第一課 (センター)	監	松	吉	凌	甫	刈谷署 第三方面
豊田署 労災課 労災課長	事	浅	野		勝	刈谷署 業務課 業務課長(労災課併任)
岩手局花巻署 安全衛生課	監	赤	澤	達	也	刈谷署 労災課 (第一方面併任)
退職	監	Щ	下	陣	祐	刈谷署 第一方面

# (転入)

新 所属・職名		P	E	名		旧 所属・職名
刈谷署 副署長	監	松	尾	鏡	子	名古屋北署 第二方面 第二方面主任監督官
刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官	監	鵜	飼		篤	名古屋北署 第四方面 第四方面主任監督官
刈谷署 第二方面 地方産業安全専門官	技	藤	枝	孝	規	西尾支署 監督·安衛課 地方産業安全専門官
刈谷署 第一方面	監	根	岸	由	季	岡山局
刈谷署 第二方面	監	安	東		亮	福岡局
刈谷署 第一方面	監	岩	瀬	祥	弥	新規採用
刈谷署 業務課 業務課長(労災課併任)	事	横	Ш	真	弓	総務部総務課 会計第三係 会計第三係長
刈谷署 労災課長 補償主任	事	原		志清	<b>津世</b>	新規採用

「愛知労働局、第14次労働災害防止推進計画」が策定されましたので、そのダイジェスト版を掲載します。詳しくは協会ホームページをご覧ください。



# 第14次労働災害防止推進計画

#### ■ 計画のねらい

#### (1)計画が目指す社会

• 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング(Well-being)を実現する。

#### (2)計画期間

• 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

#### (3)計画の目標

• 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も 出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成 することを目指す。



令和5年3月

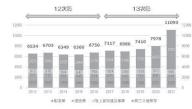
### 17H 5 T 573

#### ■ 第13次労働災害防止推進計画中の労働災害発生状況



- 全業種目標:死亡者数40人を下回る
  - ・2021年及び2022年、2年連続で目標達成
- 重点業種目標:製造業・建設業で死亡者数7人を下回る
  - ・2021年の建設業及び2022年の製造業を除き、目標未達成。

死傷者数



- 最近の10数年間は減少停滞。13次防期間中に増加に転じた。
- 製造業、建設業、陸上貨物運送事業等 → ほぼ横ばい 第三次産業 → 大幅増加

構造上の課題

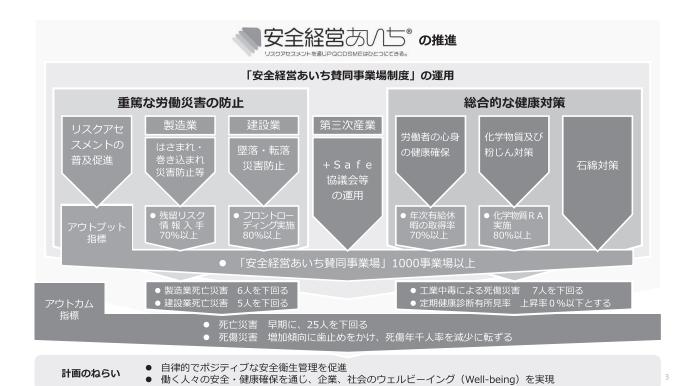
工業中毒

- 12次防期間合計 59人 → 13次防期間合計 72人と増加。
- ■一酸化炭素中毒等、一時に複数名が被災した事例 が多い。

定期健康診断

- 何らかの項目に所見が認められた有所見率2017 年以降6年連続で、約6%上昇。
- 血中脂質、肝機能、血圧、血糖の順で有所見率が 高い。
  - → 生活習慣病、高年齢労働者の割合増加との 関連

2



#### ■ 重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あい	ア「安全経営あいち賛同事業場制度 (仮称)」の運用による機運醸成	• 「安全経営あいち <sup>®</sup> 」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
ち®」の推進	イ +Safe 協議会等の運用による第 三次産業対策	• 小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
	ア リスクアセスメントの普及促進	<ul><li>「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。</li><li>「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。</li></ul>
(2) 重篤な労働災害 の防止	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止 等を重点とした製造業対策	<ul> <li>製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・ごすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。</li> <li>「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。</li> </ul>
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とし た建設業対策	<ul> <li>建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。</li> <li>工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。</li> </ul>
	ア 労働者の心身の健康確保のため の総合的対策	• 労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
(3) 総合的な健康対 策	イ 化学物質及び粉じんによる健康 障害防止対策	• 化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	• 令和2年等に改正された石綿障害予防規則(事前調査の適切な実施・報告等)の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

• 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向(転倒災害、腰痛等)を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。

愛知労働局の計画を受けて刈谷署管内の計画が策定されましたら次号会報にて掲載します。

# 委託状況届の提出をお願いします。

# 提出期間は、4月1日~30日です。

愛知労働局

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」に なりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、4月1日から30日まで の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準 監督署でも入手可能です。

#### **愛知労働局HP** 最低賃金・家内労働関係



パンフレット・リーフレット・様式はこちら

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

#### 「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索 してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子 署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

#### 電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請	G ビズ ID
https://shinsei.e-gov.go.jp/	https://gbiz-id.go.jp
<b>2</b> 050-3786-2225	<b>3</b> 0570-023-7
□ <b>200</b> □ 33	

gbiz-id.go.jp/top/ 570-023-797

(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目 5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階 愛知労働局労働基準部賃金課 ◎460-8507 ☎(052)972-0258

# 男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務となります

~改正育児·介護休業法(R5.4.1 施行)~

愛知労働局

従業員が 1,000 人を超える事業主は、4月1日以降、男性労働者の育児休業等の 取得の状況を年1回一般の方が閲覧できるように公表することが義務付けられます。

対 象企 業

常時雇用する労働者が 1,000 人を超える企業です。

#### ※常時雇用する労働者とは…

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間 反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。 すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上 引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における 次の①または②のいずれかの割合です。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
	育児休業等をした男性労働者の数
	+
育児休業等をした男性労働者の数	小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度
	を利用した男性労働者の数の合計数
配偶者が出産した男性労働者の数	
	配偶者が出産した男性労働者の数

公表方法

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で、公表を行う日の属する 事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)の状況について、公表前事業 年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末(決算時期)に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和5(2023)年6月末	9月	令和5(2023)年12月末
4月	令和5(2023)年7月末	1 0月	令和6(2024)年1月末
5月	令和5(2023)年8月末	11月	令和6(2024)年2月末
6月	令和5(2023)年9月末	12月	令和6(2024)年3月末
7月	令和 5(2023)年 10 月末	1月	令和6(2024)年4月末
8月	令和 5(2023)年 11 月末	2月	令和6(2024)年5月末

#### 【お問い合わせ先】

愛知労働局雇用環境•均等部 指導課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館8階)

電話:052-857-0312

新しい 働き方・休み方を 実践するために

上手に 活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を 導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年 次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残 りの日数について、労使協定を結べば、計画的 に休暇取得日を割り振ることができる制度で す。この制度の導入によって、休暇の取得の確 実性が高まり、労働者にとっては予定していた 活動が行いやすく、事業主にとっては計画的 な業務運営に役立ちます。

#### 1)日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例 1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5⋴ 5⊨ 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

15⊨	5⊫
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

#### 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

#### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

○○株式会社と○○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。 なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。 前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。 0000年0月0日 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○労働組合 執行委員長 ○○○○

# 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。 労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外と する場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めて ください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてく ださい。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数 2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を 定めてください。

就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注)時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# 2023年4月1日から

# 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆ 改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

#### (2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間				
	60時間以下 60時間超				
大企業	25%	50%			
中小企業	25%	25%			

#### (2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間				
	60時間以下	60時間超			
大企業	25%	50%			
中小企業	25%	50%			

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

#### (※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3 億円以下	300人以下



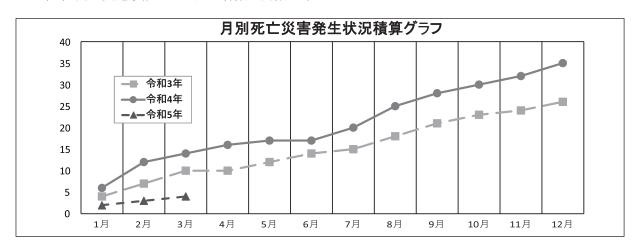


# 愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年3月10日現在の速報値)

#### 愛知労働局

				9C 7H 77 140 1F)						
業種	年 別	令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和 4 年暫定値						
製	造業	1	3	6 (2)						
	食料品製造業									
	化 学 工 業									
	鉄鋼・非鉄金属	1		1 (1)						
	金 属 製 品		2	2						
	一般・電気・輸送用		1	2						
	その他			1 (1)						
建	設業	1	3	12						
	土木工事業			4						
	建築工事業	1	2	6						
	その他		1	2						
陸 上 貨	物運送事業		1	4						
商	業			2 (1)						
	卸 売 業			2 (1)						
	小 売 業									
	その他									
清掃	・と畜業	2								
上記!	以外の事業		3 (1)	11 (4)						
合	計	4	10 (1)	35 (7)						
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	( ) 由此大学市北京上,在土地举一中发展上,									

※ ( ) 内は交通事故による死亡者数で内数である。



# 愛知県の全産業死亡災害

(令和5年3月10日現在)

#### 愛知労働局

発 生 月 発生時間	業種	労働者数	被災者職 名	年令	経験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.2.17. 13:30	木造家屋 建築 工事業	9名以下	作業員	40 代	10 年	はさまれ・ 巻き込まれ	掘削用機械	木造家屋建築工事現場において、作業員がドラグ・ショベルを後退操作していたところ、後 方で計測作業をしていた被災者が当該ドラグ・ ショベルに轢かれたもの。
R5.3.7. 14:20	清掃・と畜業	10~29名	作業員	40 代	20 年	墜落·転落	作業床・ 歩み板	室外機の交換費用の見積のため、客先で査定中に、工場屋根の明り取りガラスを踏み抜いて、2名が5m下に墜落し、そのうち1名が死亡したもの。

# 令和 4 年発生 労働者死傷病報告書受付状況(令和 5 年 2 月末日現在)

#### 刈谷労働基準監督署

				今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数					今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数
				休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		_			休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
集	見 逆	主 業	計	1		185		232		-47		廷	韭 詣	史 著	き 計	1		40		34		+6	
	食	料	品			31		42		-11			土		木			12		9		+3	
	繊		維					2		-2			建		築	1		21		19		+2	
	木材	・木	製品			2		1		+1			そ	の	他			7		6		+1	
	製組	£ • £	印刷			4		2		+2		ろ	を通	·運	輸業	1		53		67		-14	
	化		学			16		9		+7		<u> </u>	幸 上	貨	物業			1		3		-2	
	窯業	ŧ•:	上石			9		11		-2		清	巷 湾	荷	役 業					1		-1	
	鉄銀	<b>町・</b> ラ	非鉄			16		13		+3		R	剪		業			62		75		-13	
	金月	禹 製	品			32		44		-12		杉	妾客	・娯	楽業	1		28		30		-2	
	<b>→</b> £	般 樽	き械			19		10		+9		ì	丰	掃	業			28		21		+7	
	電	気 機	き械			2		5		-3													
	輸送	き用 村	幾械			42		81		-39		Ž	<del></del>	の	他	207		1046	(1)	131		+915	+1
	その	他	製造	1		12		12				É	ì		計	211		1443	(1)	594		+849	+1

※本統計は令和5年2月末までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。

# 令和 5 年発生 労働者死傷病報告書受付状況(令和 5 年 2 月末日現在)

#### 刈谷労働基準監督署

				今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数					今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数
		_		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡					休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
相	製力	告言	業計	11		18		14		+4		廷	建 設	業	計	4		4		3		+1	
	食	料	. 品	1		3		3					土		木	2		2				+2	
	繊		維										建		築	2		2		2			
	木材	す・ラ	木製品										そ	0)	他					1		-1	
	製絲	纸·	印刷	1		1				+1		3	<b></b>	· 運	輸業	1		3		3			
	化		学					1		-1		Ē	幸 上	貨物	勿業								
	窯美	業・	土石	1		1				+1		泔	巷 湾	荷名	殳 業								
	鉄釒	涧·	非鉄									F	· 有		業			1		7		-6	
	金	属	製品	4		8		5		+3		杉	妾客	- 娯	楽業	2		3		2		+1	
	_	般	機械	2		2		1		+1		洧	主 月	掃	業	1		1				+1	
	電	気	機械	1		1				+1													
	輸送	送 用	機械	1		1		2		-1		Ž		の	他	10		11		8		+3	
	その	の他	製造			1		2		-1		É	<u> </u>		計	29		41		37		+4	

※本統計は令和5年2月末までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。

<sup>※ ( )</sup> 内は死亡者数で内数で表しております。

<sup>※ ( )</sup>内は死亡者数で内数で表しております。

# 労災保険における傷病が「治ったとき」とは…

刈谷労働基準監督署

労災保険では、労働者が業務または通勤が原因で傷病を被った場合、その傷病が治るまで必要な療養 給付を行っています。

この労災保険における傷病が「治ったとき」の考え方についてご説明します。

#### 「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の状態が安定し、**医学上一般に認められた医療**(注1)を行っても、その**医療効果が期待できなくなった状態**(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」(症状固定)といいます。したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)として、その後の療養(補償)等給付を支給しないこととなっています。

- (注1) 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲(基本的には、健康保険に 準拠しています)として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。
- (注 2) 「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

傷病が健康時の状態に完全に回復した状態に至らなかったものの、「治ったとき」と判断されるケースとして、次の3事例をご紹介します。

#### 例 1

切割もしくは割創の創面が癒着した場合または骨折で骨融合した場合であって、たとえ疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

#### 例2

骨融合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると、元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられるとき。

#### 例3

腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退したが、疼痛などの慢性症状が持続している場合であっても、 その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

# 令和 4 年度第 5 回「労働トラブル防止総合講座」開催

#### 名北労働基準協会

#### 講演テーマ

「発達障害・発達障害が疑われる労働者への対応 を含む 障害者雇用における企業に求められる労 務・安全衛生管理」

愛知県下各労働基準協会は令和4年度「労働トラブル防止総合講座」を開催。総括テーマを『ますます複雑・深刻化する新時代の労務・安全衛生管理への対応』とし、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説しました。



会場風景

さる令和5年2月20日に開催した第5回は、「発達障害・発達障害が疑われる労働者への対応を含む 障害者雇用における企業に求められる労務・安全衛生管理」をテーマに愛知県内企業の労務人事・安全 衛生管理者・担当者など当協会大会議室の会場受講とインターネット受講を合わせ、約50名が受講し ました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し、名古屋西労働基 準協会 鹿島専務理事が開会挨拶を行いました。



庄司弁護士

C OVERTIBLES I

続いて講師を務めた庄司法律事務所所長 庄司俊哉弁護士からは「障害者雇用の傾向」 「障害者雇用に関するルールの概要」「合理的 配慮とは?」などについて、豊富な裁判例と ともに解説が行われました。



鹿島専務理事

#### $\Diamond$ $\Diamond$

令和5年度の「労働トラブル防止総合講座」は『最近の改正も含む重要労働法を考慮した、企業に必要な労務・安全衛生管理』を総括テーマに、5人の労働専門弁護士が解説します。

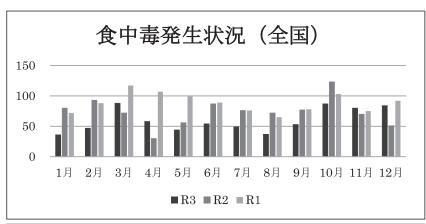
第1回は「労働契約法の解雇、雇い止め規定を考慮した問題社員への対応策」について、西脇法律事務所所長 西脇明典弁護士が講演を行います。

会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。受講料は5回の場合割引があり、会員29000円、一般38360円。1回ごとの申し込みは、会員6900円、一般9130円。インターネット受講に対応しており、開催終了分の視聴も可能です。

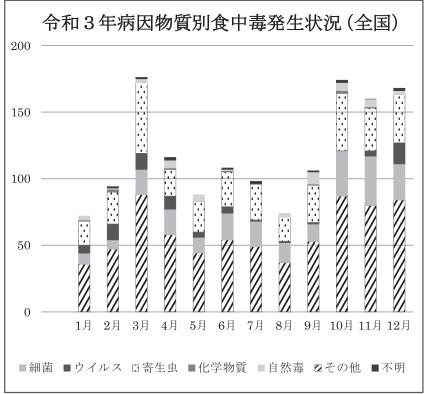
詳しくは、本誌同封案内もしくはホームページをご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは、名北 労働基準協会 総合受付(☎052-961-1666)まで。

# 春は植物が芽吹き、楽しい季節♪

実は、春先は食中毒の多い季節なのです。1年間の中でも、自然毒食中毒が多く発生しています。







この情報誌に対する お問い合わせは下記まで

愛知県衣浦東部保健所 TEL 0566-21-5364 FAX 0566-25-1470

安城保健分室 TEL 0566-75-7441 FAX 0566-77-2208

みよし駐在 TEL 0561-34-4811 FAX 0561-34-4813

厚生労働省食中毒統計資料編集

春は、いろいろな植物が芽吹く季節。でも、有毒植物に要注意!

東海労働経済研究所 小栗 利治 (前愛知紛争調整委員会委員)

### 生よ殖せよ

#### 人口減少に打つ手はあるか

時に、折に触れて書くテーマに人口問題は欠かせない。

昭和の時代は遠くなったが、私にとっては10代以下の青春から大人の時代であった。第二次世界大戦の主役の日本は、特に後半は敗戦の後始末で、国民は苦労した。いまだに苦労しているとも、言えなくもない。

今の地球はどうか。人類は大きく2つに分かれている。事実上、地球は2つに割れてしまったのだ。然も、割れているので、命をかけて争っている。

一方は、中国を盟主とする中国・ロシア・北朝鮮。

他の一方は、アメリカを盟主とする日本・イギリス・ドイツ等多数。2つに割れているが、地球の外には出られないので、1つの地球の中で共存している。はみ出しては地球が壊れてしまう。然し、解っていても地球の中は、昔も今もゴタゴタガ絶えたことがない。これは「人間」のキャパが小さいことが最大の要因だ。

地球の中で共存する動物の中で、人類だけが頭脳が優れている。従って主は人。他の動物は人の従者にすぎなかった。生殺与奪の権が人のみにあった。人類の特権である。その人類は、他の動物に秀でて優秀。小さな体をしていても、他の動物の支配者だった。

その支配者は、小さな体のみでさして大きな力はない。

ところが脳が優れていた。今では地球の完全な支配者だ。

支配者は、絶対的であり、横暴である。中国・ロシアを見てそう思うし、戦中の日本を見ても、理屈のない横暴さだけが目立つ。

#### 日本の最大な課題

- ・人の寿命はどんどん長くなっていく。
- ・長く生きるため、支配者の道を選ぶ。然しその道は横暴でしかない。

男性 平均寿命 81.41 歳 女性 平均寿命 87.45 歳

健康寿命 72.68 歳 健康寿命 75.38 歳

長く生きることが、幸福なのか、少子、高齢化の昨今である。

わが家庭を例に申し上げることをお許し頂きたい。

わが両親は男性 5 人、女性 4 人を世に送り出したが、薄命の 2 人の男性は早世したので、結果的には 11 人を生んだ。

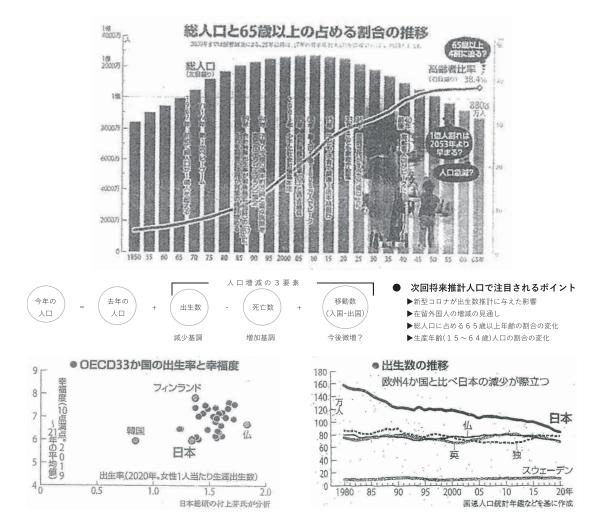
後先のことを充分に考えていたか。とてもそうとは思えない。「どんどんできちゃった」のであろう。

こう書くと親の悪口を書いているようであるが、それは異う。国策が「生よ、殖せよ」であったからだ。東洋の盟主である?日本だから、その支配者日本が、見え隠れする。

#### 近づく「人口1億人割れ」

1月15日付日曜版、読売新聞に同本社、社会保障部栗原守氏が次の記事を掲載した。

「1976年に示された推計で日本の総人口は増加が続き、95年に1億3000万人を突破するとしていた。 実際には、2008年1億2808万人をピークに人口減少が始まった。2017年の推計では、2053年に1億人割れになるとしているが、実際はもっと早まりそうだ」と書かれている。



「人口減少に打つ手はあるか」をテーマに、月刊誌に河合雅司(ジャーナリスト・人口減少対策総合研究所理事長)は、「過去の少子化の影響で、子供を産める年齢の女性の数が今後、驚異的な減り方をするためである」と主張。然も人口減少の弊害はあらゆる分野に及ぶ。国内マーケットの縮小は内需依存の企業を苦境に追い込み、働き手の不足は社会を停滞させる。

大企業にも十分な人材を獲得できないところが出てくるだろう。自衛官や警察官などの不足は、安全 神話の崩壊を意味する。

若者の減少は各組織にマンネリズムをもたらし、イノベーションを起こす力を削いでいく。資源小国 にとっては術力の衰退は致命的と書いておられる。

でも。ちょっと待ってよ。それは大和民族の日本の話でしよう。日本もアメリカのように日本合衆国 になれば、すべて解決するじゃんの話。無責任かもしれないが、これも選択肢。日本よ、生き残れ!

# 0 デジタ 大西正 1 高

知払 識い



前 の検討事項と基 礎

向性をもとに解説します。なる為の要件はどのようなものか、現時点での方が可能となるか、可能とが可能となるか。可能と L ル デジタルマネー払いを令 ました。 し具体的な制度案を示 マネー に制度化を目指すと表 3年度のできるだけ早 払いが解禁され 給与のデジタ 省

# 賃 金の通貨払い の

ます。デジタルマネー払にその全額を支払わなければならないと定めていればならないと定めていればならないと定めていればならないとにめていればならないとなる。 原のい との関係で問題となる です。但し、法令も賃金の通貨払いの

> 1回銀行口座に振込まれ労働者の賃金の多くが月支払うことができ、現在、 るものによる場合におい法で厚生労働省令で定めついて確実な支払いの方 ては、 る方法が一般的です。 労働 省令で定める賃金に がある場合又は厚生は労働協約に別段の 通貨以外のもので

# は デジタルマネー غ

デジタルマネー 種類があり、い 型前払式支払手段)は、 子マネーSuica等の できるものです。 た範囲内で決済に利用 デジタルマネーには数 用 者が事前にチャージ わゆる電 (第三者

今回の給与のデジタル いとして解禁が

> 金移動 ず送金や出 Р 業者が為替取引を行うこ るデジタルマネー ay等の決済のみなら で発行されるPay さ 金を可能とす (るのは、資 が想定

# されてい 資金移動業



ま保離用資か決 の図られた方法により意し、供託等の倒産隔 意し、 全が義務付けられてい った資金の全額以上 できるのは為替取 済法上、 資 金移動 銀行と異なり、受 事 供託等の倒産隔 利用者から預金の全額以上の 引を

います。 A

ジタル がありますが、厚生労働かは議論に注視する必要 支払いが認められるか否移動業者の口座に関する ストコロナ・多様 としています。 省は早期に実現を目指す イマネー 賃金のデ · 後、 な働き

が異なる事を理解して利資産保全や還付の仕組み 用者が利用することが想 定されています。また、 行う為替取引と (金の確実な支払」を 預 金の受入を伴 が必要とされ わず てお 違

の解決といった意義がない金融包摂と社会課

解決といった意義が

あ 題 規労働者なども

取り

残さ

き手

0

正利

ると言われています。

保全の条件を担保するため があるとして 限定する必要 動業者のみに います。 たす資金移

ネー払いの意 見通しと賃金 のデジタルマ 4 今後の

資金 タル化にも寄与することば、企業システムのデジが認められるようになれデジタルマネーでの振込 では複数企業からの受取 のを一元化できる、収入 では複数企業からの受取 では複数企業からの受取 のを一元化できる、収入 では複数企業からの受取 のを一元化できる、収入 告まで一 保険労務士、 士事務所所長、 が期待されます。 精算などとともに賃金の と言われています。 るというメリットもある 業推進社会保険労務士 (おおにし社会保険労務 会会員 括で手続きでき

イラスト・伊藤香

ホワイト企 特定社会

経費

# 会員だより

#### 刈谷支部

#### 《企業概要》

企業名:株式会社ツルタ製作所

代表者:代表取締役 鶴田 昌宏

事業内容:自動車・福祉車両・産業車両(フォークリフト)等の

金属プレス部品、溶接部品、金型・治工具の製造販売

所 在 地:【本社工場】刈谷市一里山町南大根 12-1

【御嵩工場】岐阜県可児郡御嵩町御嵩 2188-12

【平芝工場】岐阜県可児郡御嵩町御嵩字平芝 2098-6

会社 HP: http://www.katch.ne.jp/~turutass/

設 立:1958年1月 資本 金:1,200万円

従業員数:263名(2023年1月23日現在)





#### 自動車・福祉車両・フォークリフト用部品の3本柱で、安定成長を継続!

当社は自動車、福祉車両、フォークリフトの部品加工を柱とするメーカーです。大手自動車メーカーと取引をさせていただいており、毎年売上を伸ばす安定的な成長を続けています。2022年度には過去最高の売上高を記録しました。

当社は従業員の働きやすい環境づくりに力を入れており、2017 年より男女共に育児休業取得率100%を維持しています。また、 2021年よりノー残業デーを導入し、残業時間の削減にも勤めています。

さらに、従業員の60%は20~30代で、女性社員比率は40%と若手や女性社員が多数活躍しており、フレンドリーかつ活気のある雰囲気が特長です。

安全面においては、毎月開催する安全衛生委員会が主体となり、ヒヤリハット活動・危険予知訓練・ 法定点検・BCP活動・防災訓練などを展開し、従業員に対する安全・防災意識の向上に努めています。 その結果、2021年12月より労災0を維持しています。

#### 《各種認定》

地域未来牽引企業 (2018年12月) 経済産業省 はばたく中小企業300社 (2019年6月) 経済産業省 くるみん認定 (2022年7月) 厚生労働省 えるぼし認定 (2023年1月) 厚生労働省 あいちっこ家庭教育応援企業 (2015年6月)

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業(2015年7月)

愛知県ファミリー・フレンドリー企業(2016 年 12 月) 刈谷市ハーモニーカンパニー(2019 年 9 月)









地域未来牽引企業

# 入会事業所紹介

2022年度、入会された事業所を紹介致します。

事 業 所 名	業種	支 部 名
株式会社サンクス・クリエーション	リフォーム工事業	安城
株式会社トーアクリーン	廃棄物処理業	安城

# 第11回 定時会員総会のご案内

第11回 定時会員総会を、来る5月26日(金)14時より、あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 交流ホールにて開催いたします。

ご案内は、5月号会報に同封いたします。

# 愛知労働基準協会主催講習会

	講習会等	開催	月日	学科会場	実技会場	受講料
	<b>两白</b> 云守	学 科(日)	実 技(日)	子行云物	天汉云坳	又两个
技	乾燥設備作業主任者	5月23日	5月24日	ポーラビル		13,450 円
能講	はい作業主任者	5月8・9日		ポーラビル		12,895 円
習	ショベルローダー	5月8日	5月9·10 11·12日	豊和工業	ポリテクセンター	53,370 円
7	ダイオキシン	5月23日		ポーラビル		8,600 円
0	局所排気装置自主検査者	5月22・23日	5月24日又は 5月25日	ポーラビル	ポーラビル	63,000 円
他	マスクフィットテスト実施者	5月31日		名古屋市公会堂		26,080 円

# 中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会 場	会	費
两 白 <b>石</b>	口 作生	云 物	会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	5月15日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

# 2023年度

# 刈谷労働基準協会主催講習会

				会 員	非会員	
		(学) 5月12日 (実) 5月13·14·20日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機 高浜工場			
31F	H フォークリフト	(学) 6月2日 (実) 6月3·4·10日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,45	50 円	
技特	化物・四アルキル	5月22・23日 満席				
	等作業主任者	6月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円		
能		5月22・23日 満席	あいち産業科学技術総合センター			
清	機溶剤作業主任者	6月29・30日	刈谷商工会議所	12,98	80 円	
	,	6月22・23日 満席	岡崎市中小企業・勤労者支援センター			
	素欠乏·硫化水素 険 作 業 主 任 者	5月29・30・31日	あいち産業科学技術総合センター	17,71	.0 円	
7	帕伊安子灯本	5月10・11日	ナルナ 立要利 丛井佐城人 1.シカ	10.00	01 III	
	綿作業主任者	6月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円		
自	由研削といし	5月16日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円	
特プラ	レス金型取替調整	(学) 6月16日 (実) 6月19日	(学) 刈谷商工会議所 (実)豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円	
別	ー ク 溶 接	(学·実) 5月24·25日 (実) 6月3日	(学・実)あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210 円	26,510 円	
粉	じん	5月15日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円	
教低(多	圧 電 気 実技7H含む)	(学) 6月20日 (実) 6月21日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円	
	ル ハ ー ネ ス 型 落 制 止 用 器 具	5月17日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円	
産	業用ロボット	(学) 5月24·25日 (実) 6月3日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円	
' '	全衛生推進者	6月7.8日	あいち産業科学技術総合センター	16,83	80 円	
そ の IIII	巨 松 太 / 411 以 以	5月10・11日	上、上世界和以上化版(人)、上	10,000 11	16,000 11	
他の	長教育(製造業)	6月26・27日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円	
教有相	機溶剤業務従事者	6月6日	あいち産業科学技術総合センター	8,030 円	11,330 円	
育一衛受	生 管 理 者 験 準 備 勉 強 会	6月14・15日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円	

<sup>※ 2023.4</sup> より、昼食の手配はございません。各自ご準備いただきますのでご注意ください。

# 一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします

建築物等の解体または改修の作業を行う時には、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行う事が義務付けられました。当協会においても2023年度より該当の講習会を開催する事となりました。この機会に是非受講されますようご案内いたします。(詳しくは HP に掲載しております)

日程	会場	会 費				
	云 物	会 員	非会員			
2023年4月24・25日		44,000 円	49,140 円			
2023年7月24・25日		44,000 円	49,181 円			
2023年8月30・31日		44,000 円	49,181 円			
2023年10月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円			
2023年12月6・7日		44,000 円	49,181 円			
2024年2月13・14日		44,000 円	49,181 円			

# 化学物質管理者講習【製造事業場向け】を開催いたします

労働安全衛生規則第12条の5関係により、化学物質を製造、取扱い又は譲渡している事業場については化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など化学物質の管理に係る技術的事項を管理する必要があり、事業主は化学物質管理者を選任することが義務付けられました。

当協会においても 2023 年度より該当の講習会を開催する事となりました。この機会に是非受講されますようご案内いたします。(9月以降の開催は決定次第 HP に掲載いたします)

日程	会場	会	費	
口作	云 物	会 員	非会員	
2023年9月7·8日	あいち産業科学技術総合センター	22,000 円	25,300 円	

# 掲載協力事業場募集

会報誌 KARIYA の【会員だより】に御社の魅力を掲載しませんか? 当協会会員様は無料にて掲載いただけます。

詳しくは当協会(0566-21-6337)までご連絡ください。



# 全 緑十 年 2 月 12 18 14 16 25 26 22 23 24 30 無災害 緑 不休災害 黄 休業災害 赤

労働安全衛生保護具環境測定機器販売

⊕シマツ株式会社

TEL 0566 24-1050 労働衛生コンサルタント

# 産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒 444—0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室 TEL (0564) 21—0050 FAX (0564) 21—0025 E-mail: hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社 名古屋五城エイジェンシーオフィス 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー 刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して 全ての人が持っている能力と可能性を発掘し 夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング 外国人労働者・技術者派遣事業 特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

#### **MESH** HARNESS メッシュハーネスは特許取得商品です











### 明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
  - ☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
  - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
  - ・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
  - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
  - ☆東海診療所(名古屋三井ビルディング新館3階)

お申し込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願 い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03) • 作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

#### -般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部

名古屋市南区浜中町1-5-1 **5** 052-602-4747 FAX 052-602-6821

#### 期 刊

#### 管理・監督者のための実践情報誌 労基法運用の実務広報誌

### 労働基準広報 先見労務管理

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(稅込)

# B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67.320(稅込)

# 建設労務安全

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67.320(稅込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31.680(税込)

#### 雇用管理者必携

# 年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、 告示等に加え、新たに発出された主な 行政指導通達を収録しています。 B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(稅込)

### 購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- ●社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料) 送付ご希望の方は、

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチェフビル2F TEL 052 (211) 2073

(株)労働調査会 中部支社

ご連絡お願いいたします。